

令和 7 年 1 月 1 5 日付 直監告示第 2 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

上下水道・環境部 下水道課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
財務事務について	1.「コミュニティプラント施設維持管理業務委託」に関して、契約締結伺の決裁権者が誤っている。	「コミュニティプラント施設維持管理業務委託」に関して、契約締結伺の決裁権者が「部長」となっているが、直方市事務代決及び専決規則では、予定価格 2,000 万円以上の契約締結の決裁権者は「市長」とされているため、同規則に則して処理されたい。	1. ご指摘の通り、コミュニティプラント施設維持管理業務委託に関して契約締結伺の決裁者の誤りがありましたので、今後は直方市事務代決及び専決規則に基づき、適正な事務処理を行います。	令和 7 年 1 月 31 日
	2.「直方頓野住宅団地污水处理場多重円板脱水機点検整備業務委託」に関して、変更契約締結及び完了検査の決裁区分が誤っている。	「直方頓野住宅団地污水处理場多重円板脱水機点検整備業務委託」に関して、変更契約締結伺の決裁者が「課長」となっているが、直方市事務代決及び専決規則では 1 件 1,000 万円未満は「部長」とされ、検査に対する承認も 1 件 100 万円以上 2,000 万円未満は「部長」であるため、同規則に則して処理されたい。	2. ご指摘の通り、直方頓野住宅団地污水处理場多重円板脱水機点検整備業務委託に関して、変更契約締結伺の決裁者の誤りがありましたので、今後は直方市事務代決及び専決規則に基づき、適正な事務処理を行います。	令和 7 年 1 月 31 日